

令和6年第2回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和6年2月13日（火） 午前9時30分～午前10時30分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1番：松岡 哲治	2番：道園 浩二	3番：告宮 幸一
4番：塚本 壽	5番：田口 昭広	6番：坂口 武八
8番：尾上 春樹	9番：山田 和治	10番：井川 輝征
11番：片山 幸弘		

（欠席：1名）

7番：寺本 真理子

○農地利用最適化推進委員

（出席：12名）

1番：本郷 昭博	5番：田口 宗一	6番：柿崎 重美
7番：毛利 貞幸	8番：坂口 恵美子	9番：岩崎 健
10番：福浦 昌則	11番：木川 保	12番：道崎 伸二
13番：西村 隆	14番：徳永 健次	15番：淵上 米作

（欠席：3名）

2番：牧 正徳	3番：中川 光春	4番：矢野 解光
---------	----------	----------

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：福田 鉄也
係 長：大浪 和典	主 事：平松 泰義

○議 事

日程第1	報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2	報告第4号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について
日程第3	議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第6号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第7号	農用地利用集積計画の審議について

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和6年第2回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、9番の〇〇委員、10番の〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第3号、農地法第18条第6項による通知について。 農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知がありましたので、報告するものです。 これは、賃貸借権設定の合意解約になります。 1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約です。 2番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約です。 3番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第4号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第1号については、これで終わります。 次に、報告第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の2ページをお願いします。 報告第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので報告するものです。 賃借権設定の部1番、配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏

	名については記載のとおりです。 耕作する作目は水稻です。 設定期間は、新規設定の１０年間となっています。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第４号について、質疑ありませんか。 …４番〇〇委員。
〇〇委員	中間管理機構と利用権設定を行う場合のメリット・デメリットを教えてください。
事務局	メリットは中間管理機構が賃借料の支払い等の事務を行うことや圃場整備の負担額が安価になることです。 デメリットは取引の際に相手の顔が見えないことや振り込む際に口座が必要であることです。
議長	他にございませんか。 …〇〇委員。
〇〇推進委員	農地バンクの場合、設定期間に定めはありますか。
事務局	３年、５年、１０年と定めがあります。 最長１０年となっております。
議長	他にございませんか。 報告第４号については、これで終わります。 次に、議案第５号「農地法第３条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の３ページをお願いします。 議案第５号、農地法第３条の規定による許可申請書審議について。 農地法第３条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部１番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の１ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、本村公民館の南西側、約２５０ｍの場所です。 現地確認ですが、申請地は現在、水稻の栽培が行われており、譲り受けたあとも水稻の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。 総会資料の２ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。 申請理由ですが、譲受人は病気等により耕作管理できないため譲受人に譲り

	渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、経営規模の拡大のため申請地を購入し、耕作管理を行うとのこと。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を 8 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	数年前から私が管理しており、譲渡人が高齢で施設に入っていることで私が引き受けて耕作するという流れです。
議長	担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	問題ないと思います。事務局の説明通りです。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 1 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。所有権移転の部 1 番については、8 番の〇〇委員が関係しておりますので、〇〇委員に一時退席を求めます。 (〇〇委員、一時退席) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 〇〇委員は入室をお願いします。 (〇〇委員、着席) 次に、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 5 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

	転用目的は、資材置場です。 総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、諏訪橋の南側、約200mの場所です。 現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、申請地の周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の4ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 給水はなく、排水は自然透水及び県道沿いに新設する排水溝に排水する計画です。 総会資料の5ページをお願いします。農地の広がり図を載せています。 農地の広がりとは0.2haです。 総会資料の6ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、申請者は町内で建設業を営んでおり、申請地近くの資材置場に倉庫を建築し資材置場が不足するため、新たに資材置場を造成するとのことでした。土地の選定理由及び代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、問題がないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1番の案件を5番の〇〇〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	県道と同じ高さに盛土されとのことでした。 事務局の説明の通りです。
議長	担当地区の〇〇推進委員をお願いします。
〇〇推進委員	農地として利用していただきたいのですが、審議の程よろしくをお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第2号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。

	所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 7 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 使用貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は野菜で、設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は柑橘で、設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 7 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) どれでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 使用貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。